

茨城県看護師等無料職業紹介所運営規定

本所は、看護職員の確保をはかり、国民の福祉に貢献するため、保健師、助産師、看護師、准看護師「以下看護職員という」及び看護学校・養成所等において看護資格をもって教育を行う教員に対し職業紹介ならびに必要な看護相談事業を行うものとする。

第1 求人

1. 国内の医療施設及び関係機関からの看護職員の求人の申込みを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合は受理しません。
2. 求人申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話又はインターネット（e-ナースセンター）でも差しつかえない。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめ書面の交付以外の方法により明示してください。

第2 求職

1. 国内において看護業務に従事しようとする看護職員からの求職の申込みについては、すべて受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合は受理しません。
2. 求職申込みは、必ず本人が来所されて、所定の求職票によりお申込みください。ただし、直接来所できないときは、インターネット（e-ナースセンター）でも差しつかえない。
3. 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望する方は、本所にその旨を登録しておき、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹介

1. 求職者に対しては、職業安定法第2条にも既定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
2. 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話致します。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付ができないときは、あらかじめそれ以外の方法により明示を行います。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
6. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は施設閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

第4 その他

1. 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等の連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、雇用関係が終了したとき及び紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告してください。
3. 本所は、求職者又は求人者から知り得た情報は、すべて秘密として、これを他に漏らしません。
4. 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な扱いは一切致しません。
5. 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

付則

この要項は、平成13年3月27日から施行する。
平成21年4月7日一部改正
平成24年4月1日一部改正